

令和5年士幌町議会第2回定例会

1 議事日程 6月6日(火曜日)午前10時開会

日程番号1 会議録署名議員の指名

日程番号2 一般質問

1 山中 明裕 議員

①士幌町における不登校児童・生徒の状況とその子どもたちや保護者への支援・対応について

②小中学生の登下校時に「Jアラート」の警報が出た場合の対応について

2 伊藤 健蔵 議員

高齢者等移動交通支援について

日程番号3 議案第5号 令和5年度士幌町一般会計補正予算(第3号)

日程番号4 議案第6号 令和5年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程番号5 追加議案第7号 工事請負契約の締結について

日程番号6 追加議案第8号 物品購入契約の締結について

日程番号7 会議案第4号 議員派遣の件

日程番号8 意見書案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書

日程番号9 意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書

日程番号10 意見書案第4号 2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

2 出席議員(11名)

1番 中村 貢	2番 森本 真隆	3番 山中 明裕	5番 矢坂 賢哉
6番 牧野 圭司	8番 西山 伸宏	9番 伊藤 健蔵	10番 成田 哲也
11番 曾我 弘美	12番 秋間 紘一	13番 河口 和吉	

3 欠席議員(1名)

7番 大西 米明

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席した者

町長	高木 康弘	教育長	土屋 仁志
代表監査委員	佐藤 宣光		

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	亀野 倫生	総務課長	西野 孝典
地域戦略課長	小野寺 務	会計管理者	三野宮智恵子
町民課長	吉川 和美	保健福祉課長	佐藤 慶岩

産業振興課長	郷原 敏宏	建設課長	上山 英樹
道路維持担当課長	若原 裕	幼児教育課長	角田 淳二
特老施設長	齋藤 英雄	病院事務長	増田 達也
消防課長	仙石 讓		

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	川口 久	教育課長	川岸 滋一
給食センター所長	加納 正信	高校事務長	木下 雅子

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	加藤 吉宏
------	-------

8 職務のため出席した者

事務局長	藤内 和三	総務係長	長岡 直美
------	-------	------	-------

9 議事録

会 議 の 経 過

(午前10時00分)

1	河口議長	<p>ただいまの出席議員は11名であります。</p> <p>なお、7番、大西議員は公務のため欠席届が提出されていますので、報告します。</p> <p>定足数に達していますので、本日の会議を開きます。</p> <p>議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、山中明裕議員及び5番、矢坂賢哉議員を指名します。</p>
2	山中議員	<p>日程第2、一般質問を行います。</p> <p>質問の通告がありますので、順次発言を許します。</p> <p>質問順位1番、山中明裕議員。</p> <p>それでは、土屋教育長に伺います。</p> <p>質問が2点ありますが、第1点であります。土幌町における不登校児童生徒の状況とその子どもたちや保護者への支援、対応について伺います。近年どこの市町村においても、何らかの事情で学校へ行くことができないいわゆる不登校児童生徒が増加しています。十勝管内においても2021年度644人の不登校のお子さんがあり、2017年度の1.8倍となっていて、右肩上がりに増えているようです。現在土幌町においても小中学校で10人以上の子供たちが学校に行けない状態になっていると聞いています。一般的に不登校になる原因は様々で、三者三様、原因が特定できないケースもあり、子どもたちや保護者に対する支援は不可欠と考えますが、現在土幌町における不登校児童生徒の状況と</p>

その子どもたちや保護者への支援や対応がどのようになされているのか伺います。

河口議長 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

土屋 山中議員のご質問にお答えをいたします。

教育長 不登校児童生徒の状況につきましては、山中議員ご指摘のとおり、文部科学省が実施しました令和3年度児童生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（道内）において、不登校児童生徒数が道内の公立小学校、中学校ともに増加傾向となっており、その要因についても児童生徒本人の無気力、不安や学校での友人関係、家庭での親子の関わり方など多岐にわたっております。本町の不登校の状況ではありますが、今年4月で小学校5名、中学校8名となっており、対前年同月比で小学校で増減なし、中学校で4名の減となっており、不登校の要因は道内結果と同様に様々な要因があると認識しております。

不登校児童生徒への支援につきましては、中央中学校においては昨年度より、不登校傾向の生徒が参加し、通常の学校生活への復帰を支援するための相談に乗ることや共に活動したり学習の手助けを行う教室としてステップルームを開設するなど対応しており、その効果により、中学校においての不登校生徒は減少傾向となっております。また、令和5年4月4日に開催しました令和5年校長・教頭合同会議において不登校児童生徒への対応について確認をしたところであり、主な内容としましては、学校と教育委員会が児童生徒理解・支援シート等を基に情報共有し、支援の進捗状況に応じて内容を見直すなど継続してきめ細かな支援を行うことと併せ、今年度より不登校対策専門員を配置し、小中学校を巡回しながら組織的支援体制の構築と情報の共有を行いながら、児童生徒はもちろん保護者にも寄り添いながら予兆への対応を含めた初期段階での支援の充実も図ることとしております。

今後も教育委員会と各学校が連携しながら組織的、計画的な支援の充実に向けてまいりますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

以上、山中議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

河口議長 再質問があれば許します。山中議員。

山中議員 昨年度より中央中学校においてステップルームの新設、また今年度から不登校対策専門員の配置など具体的な対策がなされ、効果も出始めているとのこと、感謝と敬意を表します。今まで不登校児童生徒への支援や対応は、ほとんどの場合、管理職や担任教諭の判断で指導を任されてきた経緯があります。具体的には、定期的な家庭訪問やそれに伴う課題配付であったり、保護者の悩み相談などであります。残念ながら組織的に統一された支援や対応がなされず、担任教諭の経験による差もありました。回答によりますと、児童生徒理解シート、支

援シートを作成して情報共有を図り、きめ細かな支援を行うとのであります。土幌町で以前より実施しております特別支援児童生徒の支援活動計画「ほろっと」のように、しっかりとした計画とケース会議などを開催し、今後とも手厚く支援していただきたいと思ひます。

さて、具体的な取組としては格段に進んだように思われますが、土幌町には残念ながら教育支援センター、昔で言う適応指導教室がありません。御存じのように、教育支援センターは、対象の児童生徒が必要とする居場所機能、あるいは学習機能、進路支援機能などを担い、対象の児童生徒の自立を支援する機関であります。センターへ通級することにより、学校へ出席したことにもなります。学校へは敷居が高くなかなか登校できなくても、センターには遊びに行けるといふ子どもたちもおります。現在、十勝において教育支援センターがあるのは1市4町、帯広、音更、芽室、足寄、鹿追。国としても設置を促しておりますが、義務とはなっておりません。しかし、以前より土幌町は子どもたちのためにいろいろな面で手厚く支援してくれている町でもあります。ぜひ子どもたちのために教育支援センターの設立を強くお願いして、1問目の質問とさせていただきます。

以上です。

河口議長
土屋
教育長

教育長、答弁を求めます。

教育支援センターの関係につきましては、今、山中議員がおっしゃられたように、私どもも帯広市を含めて十勝管内幾つかの町で設置をしていることは承知をしております。本町において設置するかどうかについては、今年この専門員を設置して、今いろいろな取組を始めたところでもありますので、その取組を継続をしながら、その中でそれらのセンターの設置の方法、するかどうかも含めて改めて検討していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

山中議員

続きまして、2つ目の質問をさせていただきます。

2つ目の質問、小中学生の登下校時にJアラートの警報が出た場合の対応について伺います。4月13日早朝、全国瞬時警報システム、Jアラートの警報音が鳴り響きました。北朝鮮から発射された弾道ミサイルが北海道周辺に落下すると見られるとして、避難が呼びかけられたものです。警報音が鳴ったのは、まさに子どもたちの登校時間に重なっており、私も緊張が走りました。その後、落下の可能性がなくなったとして訂正されました。後日、小学校周辺の住民が先生方がすぐに出てきて子どもたちを誘導していたと教えてくれました。先生方の素早い対応に感謝するものであります。

さて、北朝鮮による同様の行為は今後もあり得ますし、本当に落下することも十分考えられます。土幌町として小中学生の登下校時にJアラートの警報が出た場合の対応はどのようになっているのか伺います。

河口議長
土屋
教育長

教育長、答弁求めます。

山中議員のご質問にお答えをいたします。

令和5年4月13日、北朝鮮がICBM級の可能性のある弾道ミサイルを発射し、北海道周辺に落下するものと見られるとして、7時55分頃、北海道を対象にJアラートが起動しました。その後8時16分頃、政府からMネットにより、北海道及びその周辺の落下の可能性がなくなったことが確認されたとの訂正があったところです。北朝鮮による弾道ミサイルの発射は、去年は30回を超えており、北海道では昨年10月4日にJアラートが起動するなど、予断を許さない状況であります。

本町の小中学校にJアラートが起動した場合の対応としましては、平成29年10月5日付で町内の各学校長へ教育委員会より通知していましたが、昨年10月のJアラート起動の際に改めて周知をしたところです。登校前の場合につきましては、政府からの発表等の情報により各家庭で児童生徒が自宅待機等を判断し、行動するよう保護者の方々へ通知することや、下校時間直前の場合につきましては児童生徒の下校を一時中断し、校舎内に待機させることなどといった内容を各学校の教職員並びに保護者にも周知していただき、対応をお願いしているところです。また、町内のスクールバス運行受託業者につきましても、教育委員会より児童生徒の安全確保に係る行動マニュアルについて通知し、乗務員への周知につきまして各スクールバス運行受託業者から乗務員への周知をお願いをしております。

登下校時のJアラート起動時の対応については、教育委員会、学校のみならず、保護者の協力も不可欠であり、また町防災所管課である総務課とも連携を図りながら今後においても適切に対応してまいりますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

以上、山中議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

河口議長
山中議員

再質問があれば許します。山中議員。

お願いします。一番心配なのは、今回のような子供たちが登下校最中の場面であります。家庭にいる場合や学校にいる場合は、保護者や先生方の判断に従うことになると思います。回答にもありましたように、登下校中は教育委員会、学校、保護者の協力だけでなく、地域住民が一体となって協力することが必要になってくると思います。具体的には、市街地の場合、子ども110番の家があると思うのですが、そういうところに協力していただくというのはいかかなものでしょうか。子供たちの通学路に子ども110番の家を増やし、協力していただくことが可能でしょうか、伺います。

河口議長
土屋
教育長

教育長、答弁求めます。

今、山中議員からありましたように、教育委員会、学校、それから保護者、それはもちろんなのですが、地域住民の皆さんにもご協力をいただくということは非常にこれから大事になってくるのかなと思っ

ております。ただ、子ども110番を、今から多分20年ぐらい前だと思
うのですが、設置した経過と今回のJアラートの関係というのは、趣
旨としてはちょっと違うものなのかなとは認識をしておりますが、い
ずれにしても今後そういった地域の皆さんにも協力を求めることは私
どもも必要かなと思っておりますので、子ども110番の設置自体は教
育委員会というよりも防犯対策ということで、うちの町民課が担当し
た部分もありますが、関係機関とも今後協議をしながら、その辺につ
いては改めて検討させていただきたいと思っております。

河口議長 再質問があれば許します。

山中議員 ありません。

河口議長 以上で山中明裕議員の質問を終わります。

質問順位2番、伊藤健蔵議員。

伊藤議員 本定例会に質問の時間を賜り、ありがとうございます。それでは、
高木町長に高齢者等移動交通支援について質問させていただきます。

当町では高齢者等の移動手段として、日常生活で移動困難な交通弱
者の通院及び買物並びに路線バスへの接続等の交通手段を確保するた
めに土幌町コミュニティバスを運行しております。また、このコミバ
ス運行対象外の農村部に居住している高齢者の方等に対しては、土幌
町高齢者等移動支援事業としてハイヤーチケットを交付してありま
す。さらに、令和4年度からは運転免許証を返還または失効した場合
にもハイヤーチケットの助成を実施しております。これらの事業に対
してこれまでの利用状況や事業費用について町長にお伺いいたしま
す。

また、さらなる充実のために、今後、増便やチケットの交付増など
改善する考えがあるか、併せてお伺いいたします。

河口議長 答弁を求めます。町長、登壇願います。

高木町長 伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

まず、コミュニティバスの運行状況、実績について申し上げます。
平成26年度の通年試験運行の結果を踏まえ、平成27年度から市街南北
の2路線を1日各5便、平日の通年運行を開始しているところであり
ます。また、平成29年度からは道の駅ピア21しほろまで路線を延長し
て運行しております。利用状況、事業費用につきましては、平成27年
度は運行日数243日、1日平均24.4人、延べ乗車数5,937人、事業費用
668万7,000円、その後年間6,000人以上利用されてきましたが、新型
コロナウイルス感染症の拡大から令和2年度、3年度は5,000人台に
減少しておりました。直近の実績では、令和4年度は運行日数243日、
1日平均29.1人、延べ乗車数7,063人、事業費用675万8,000円となり、
コロナ前を上回る利用状況となっております。

次に、ハイヤーチケットを交付している高齢者等移動支援事業につ
きましては、令和元年10月から福祉施策の一環として実証事業を始め、

士幌市街居住以外の運転免許を持たない75歳以上の高齢者に対し、自宅から役場までの2往復分相当のハイヤーチケットを交付しました。令和2年度からは対象範囲を70歳以上の介護認定を受けた方または運転免許を返還された方にも拡大し、年間6往復分を交付、令和3年度からは年間12往復分まで拡充してきたところであります。さらに、令和4年5月からは運転免許証を返還または失効した方に対し、初年度に限り年間6往復分を加算、これは士幌市街地の方を含んでごさいます。加算し、交付することとし、事業を拡充してまいりました。この間の利用状況、利用実績額等につきましては、令和元年度、申請者58人、利用実績額39万7,000円、利用率68.8%、令和2年度、78人、172万3,000円、58.8%、令和3年度、108人、405万8,000円、51.0%、令和4年度、127人、528万8,000円、61.5%となっており、申請者、利用実績額ともに増加している状況であります。また、令和4年度の申請者127人のうち、運転免許の返還者は23人とその割合は18%となっており、高齢者の運転免許の返還の促進にも寄与しているものと考えております。

高齢者等の移動手手段の確保につきましては、外出機会の確保とともに健康づくりや介護予防の観点からも大変重要であると認識をしているところであります。本町においても75歳以上の後期高齢者が今後さらに増加する推計がなされており、高齢者等の移動手手段の確保について本町の実情に即した幹線交通、生活交通、福祉交通という切れ目のない交通サービス、移動支援を構築していくために多様な交通形態の組合せや先進事例を参考に調査研究を行うとともに、町民の方々の実生活に即した地域の移動手手段の充実確保に努めてまいりたいと存じます。

以上、伊藤議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

河口議長
伊藤議員

再質問があれば許します。伊藤議員。

ご回答ありがとうございます。コミバス、農村部のハイヤーチケットの利用は年々利用が増加し、高齢者の交通移動支援は高齢者福祉対策に大きく貢献し、事業の理解も深まっており、効果が現れていると思います。今後コミバス利用者の期待としては、コロナが5類に変更になり、総合研修センター等での催事、各種発表、文化活動やスポーツ利用や観戦等、利用の機会が多くなることが考えられます。特に土曜、日曜、祭日に町が主催及び後援する事業が多い実態にあります。しかし、このような行事に参加したくても、コミバスが運行していないために断念している状況にあります。ところが、農村部でハイヤーチケットを交付されている高齢者は土日問わずいつでも活用できます。これでは市街地区と農村部の高齢者に著しい不公平感が生じております。せめてこのような催事に合わせて土曜、日曜、祭日のコミバス運行か、またはハイヤーチケット交付等のいずれかの対応をしてい

河口議長
高木町長

ただきたいと考えますので、町長のお考えをお伺いいたします。

町長、答弁を求めます。

まず、コミュニティバスの運行についてであります。これまで町主催といたしますか、実行委員会主催であります。本町の2大祭りの一つ、しほろ収穫祭におきましてはコミュニティバスの臨時運行、こういったことも行ってございました。今後町の主催する大きなイベント、例えば7000人まつりであるとか、そういったものについては、土日といたしますか、開催日の臨時運行について検討させていただきたいと思っております。

一方、総合研修センターを利用して行いますいろんな催事、様々ございます。町が主催するもののほかに、後援という形で文化協会に加盟する団体、あるいはそれ以外の方の行事等もあります。これら全て対応していくということについてはなかなか難しい部分もあるのかなと考えているところでございますが、今後に向けましては、今回第9期の介護保険事業計画の策定に向けたアンケート調査を先般実施をしたところでございまして、その中の高齢者からの要望事項の中で地域交通の整備というものが要望の中の3番目に多く寄せられている現状もでございます。

一方、移動手段の充実、確保、ハイヤーチケット等ということになるのですが、考えなければならないのは、運転手の不足が懸念をされている物流業界の2024年問題というのがございます。仮にハイヤーチケットを現状より多く発行した場合に、その需要に対して供給する側のハイヤー事業者が限られた車両、運転手の中で対応が可能かということでございます。現状におきましてもハイヤーの依頼が重なり、時間や、あるいは曜日の調整が必要な場面もあるとお聞きをしているところでございます。ハイヤー事業者側にも車両あるいは運転手の増車、増員をさせて、例えばビジネスとして成り立つのかどうかという検討とともに、営業努力という部分も含めて要請をさせていただきたいと考えてございますが、今後、ますます運転手の確保ということも併せて難しくなることが想定をされます。

これまで土幌市街地につきましては、コミュニティバスの運行を行っておりますが、このような現状、実態を踏まえ、デマンド交通といたしまして、電話などで事前予約に応じる形で運行経路や運行スケジュールをそれに合わせて運行することで、高齢者の移動支援ニーズと事業者側の人材不足の両面に答えることができないのかということなどにつきまして、先進事例の調査研究などをしながらその充実、確保に努めてまいりたいと考えてございますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

河口議長
伊藤議員

再質問があれば許します。伊藤議員。

ありがとうございます。様々な対応について困難な状況もあろうか

<p>河口議長 高木町長</p>	<p>と思いますが、やはり高齢者の交通手段の確保ということで、十分調査研究されて前向きに検討していただきたいと思います。</p> <p>次に、令和4年度から実施している免許返納時のハイヤーチケットについてですが、初回1回のみ6往復分の支援を行っております。しかし、免許返納することによって交通弱者となることから、町としてもハイヤーチケットの対応をしていると思っておりますので、その状況は毎年続くわけですから、返納時1回限りではなく、返納者に対して毎年継続的にハイヤーチケットの支援は行うべきではないかなと考えます。ぜひご配慮賜りますよう、町長のお考えをお聞きいたします。</p> <p>町長、答弁願います。</p> <p>伊藤議員おっしゃいますように、令和4年度から免許返還者に対して初回に限り6往復分を農村部であれば加算をして、市街地の方は1年限りでありますが、交付をしているという実態でございます。これは、免許返納をより進めるという意味合いも含めて実施をさせていただいているものでございます。まず、ハイヤーチケットを交付をしたと、市街地の方にも交付をしたという背景には、足がなくなるという部分でハイヤーの利用というものをまずやっていただけるように、それを促進していくという意味合いがございます。</p>	
<p>河口議長 伊藤議員</p>	<p>今後に向けましては、先ほど申し上げましたようなほかの交通体系というものの組合せの中で、その方策についてどのような方法がいいのかということで検討させていただければと思っておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>再質問があれば許します。伊藤議員。</p> <p>ぜひ検討していただきたいと思います。高齢者福祉政策の中でも、交通手段の確保は高齢者の社会活動や生活、文化活動の基本であり、健康で明るい生活の維持に必要であると思っておりますので、今後も社会状況の変化に即応し、充実した対策を図るようお願いして、質問を終わりたいと思います。回答は要りません。ありがとうございました。</p>	
<p>3</p>	<p>河口議長</p>	<p>以上で伊藤健蔵議員の質問を終わります。</p> <p>日程第3、議案第5号「令和5年度土幌町一般会計補正予算[第3号]」を議題とします。</p>
<p>西野 総務課長</p>	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。</p> <p>総務課長、西野よりご説明申し上げます。</p> <p>議案第5号 令和5年度土幌町一般会計補正予算[第3号]ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,172万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ81億7,719万3,000円に改めようとするものです。</p> <p>地方債の補正は、第2表、地方債補正によるものといたします。</p> <p>それでは、歳出からご説明いたしますので、8ページをお開き願います。2款1項1目一般管理費につきましては、地方債の事業区分変</p>	

更に伴う財源補正でございます。

次に、3目財産管理費では、再生可能エネルギーの積極的導入の一環として役場庁舎近隣町有地へ太陽光発電設備を設置するための敷地の整備費用として12節委託料に支障木伐採委託料101万7,000円、14節工事請負費に町有施設解体工事1,741万3,000円を追加するものでございます。

次に、7目環境対策費では、国の重点対策加速化事業を活用し、町内における自家消費型太陽光発電設備及び付随する定置用蓄電池や町単独事業として卒フィット向け定置用蓄電池の導入を推進する事業の関連費用のほか、再エネ導入の促進区域の設定に向けたゾーニング事業の費用を計上したもので、12節委託料には重点執行事務費補助委託料880万円、再エネ促進区域のゾーニング支援業務委託料1,728万1,000円を追加、18節負担金補助及び交付金には蓄電池導入補助金300万円、自家消費型太陽光発電設備等導入補助金4,986万6,000円を追加し、特定財源として地域脱炭素移行・再エネ推進交付金5,866万6,000円、再エネ促進区域のゾーニング支援事業補助金1,310万円を充当するものでございます。

次に、10目地域生活交通確保対策事業費では、今般の物価高騰によるタクシー、ハイヤー運賃の改定に伴い、12節委託料にコミバスの運行に係るコミュニティバス運行委託料79万1,000円を追加、18節負担金補助及び交付金にハイヤーチケットの助成に係る高齢者等移動支援事業助成金112万円を追加するものでございます。

次に、12目諸費では、新たに採用した地域防災マネジャーの人件費として2節給料から4節共済費まで、給料、手当等を合わせて571万4,000円を追加するものでございます。

9ページに移りまして、3款1項1目社会福祉総務費では、4節共済費に会計年度任用職員の社会保険料の不足分として21万9,000円を追加したほか、物価高騰に直面する低所得世帯や事業所等への経済的な負担軽減策を実施するための事務費として10節需用費に合わせて27万8,000円、11節役務費に合わせて53万6,000円を追加し、12節委託料には対象世帯に商品券を支給する低所得者生活支援事業委託料314万1,000円を追加、18節負担金補助及び交付金には町内の社会福祉施設等を対象に規模に応じた支援金を支給する社会福祉施設等エネルギー高騰対策支援金146万5,000円、住民税非課税世帯等へ給付金を支給する低所得世帯支援給付金2,400万円を追加するもので、その下の22節償還金利子及び割引料には過年度に給付事業を実施した給付金に係る補助金の精査に伴う国庫への返還金として価格高騰緊急支援給付金返還金7万円、住民税非課税世帯等給付金返還金710万円を追加し、特定財源として地方創生臨時交付金1,915万4,000円を充当するものでございます。

次に、9目介護保険費では、介護保険事業特別会計の地域支援事業の補正に伴い、27節繰出金の地域支援事業繰出金5万6,000円を追加するものでございます。

次に、2項2目認定こども園費では、国の重点対策加速化事業の採択に伴い、認定こども園の改築基本設計の特定財源に地域脱炭素移行・再エネ推進交付金230万円を充て、愛のまち建設基金繰入金を同額減額する財源補正でございます。

次に、5目子育て支援推進費では、物価高騰の影響を受ける子育て世帯への経済的な負担軽減策を実施するための事務費として10節需用費に合わせて13万円、11節役務費に合わせて27万円を追加し、12節委託料には対象の世帯に商品券を支給する子育て世帯支援商品券事業委託料814万1,000円を追加し、10ページに移りまして、18節負担金補助及び交付金には対象の学生等に給付金を支給する学生等生活支援給付金160万円を追加し、特定財源につきましては、9ページの下段にお戻りいただき、地方創生臨時交付金974万1,000円を充当するものでございます。

次に、10ページ中段の4款1項2目予防費では、ハイヤー運賃の改定に伴い、13節使用料及び賃借料に乳幼児健診の医師送迎分等に係る自動車借り上げ料3万5,000円を追加し、次の6目コロナワクチン接種事業費では、同じくハイヤー運賃の改定に伴い、12節委託料にワクチン接種交通支援委託料15万円を追加し、特定財源としてコロナワクチン接種体制確保補助金を同額充当するものでございます。

次に、2項1目ごみ処理費では、中土幌リサイクルセンターのペットボトル投入コンベヤー等の機器修繕に係る費用として10節需用費の修繕料に55万1,000円を追加するものでございます。

次に、7款1項1目商工振興費では、物価高騰の影響を受ける町民生活の応援と町内商工業者への支援を図るため、18節負担金補助及び交付金に商品券発行事業助成金1,100万円を追加するほか、エネルギー価格高騰の影響を受ける町内小規模事業者を対象に支援金を給付するエネルギー価格高騰対策支援金1,000万円を追加し、特定財源として地方創生臨時交付金1,705万2,000円を充当するものでございます。

11ページに移りまして、2目観光振興費では、本年8月に北広島市のエスコンフィールド北海道で開催される十勝管内19市町村の宣伝イベント、「やっぱり十勝Day」の事業主体である実行委員会に対する負担金として18節負担金補助及び交付金にやっぱり十勝Day実行委員会負担金50万円を追加するものでございます。

次に、8款2項1目道路橋梁総務費では、4節共済費に会計年度任用職員の社会保険料の不足分として106万8,000円を追加、2目道路橋梁維持費では除雪トラックの修繕費用として10節需用費の修繕料に481万5,000円を追加、3目道路橋梁新設改良費では人事異動に伴う会計

年度任用職員の人件費と費用弁償の不足分として1節報酬から8節旅費まで合わせて159万6,000円を追加し、特定財源につきましては道路橋梁長寿命化事業の事業費の変動に伴い、辺地対策事業債を増額する財源補正でございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、7ページを御覧願います。特定財源につきましては、歳出予算でそれぞれ説明しておりますので、一般財源のみ説明いたします。7ページ中段の19款1項1目繰越金の前年度繰越金に6,146万円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。

次に、4ページを御覧願います。第2表、地方債補正は、下段の防災対策事業債を廃止し、上段の緊急防災・減災事業債を追加する事業区分の変更のほか、中段の橋梁長寿命化修繕事業の事業費の変動に伴い、辺地対策事業債の限度額を補正後の欄に記載のとおり変更しようとするものでございます。

なお、12ページから13ページまでは一般職の給与費明細書を掲載し、最終ページの14ページには地方債の現在高の見込みに関する調書を掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

なお、引き続き主要な施策について保健福祉課長並びに産業振興課長から補足説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

河口議長
佐藤保健
福祉課長

保健福祉課長。

議案の説明資料9ページから12ページまでにつきまして、保健福祉課長、佐藤よりご説明申し上げます。

これらの事業につきましては、エネルギー、食料品価格などの物価高騰の影響を受けた低所得世帯、子育て世帯、社会福祉施設などに対し地域の実情に合わせた支援を行うもので、国の事業と併せて町単独事業で一部拡大し、実施するものであります。

初めに、説明資料9ページを御覧ください。上段になりますが、土幌町低所得者生活支援特別給付金は、国事業の支援拡大により住民税が非課税である世帯及び家計急変により非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯に対し、現金で3万円を支給し、経済的な負担軽減を図るものであります。予算計上額は、800世帯を想定し、事業費で2,400万円、事務費に郵送料など65万7,000円を計上しております。

9ページ下段になりますが、土幌町低所得者生活支援事業は、住民税均等割のみ課税となったことで、さきに説明した土幌町低所得者生活支援特別給付金の対象とならなかった世帯に対しまして町が単独事業で1世帯当たり1万円の商品券を支給し、経済的な負担の軽減を図るものであります。予算計上額は、300世帯を想定し、事業費で300万

円、事務費に商品券の発行、回収に係る委託料など29万8,000円を計上しております。

10ページに移りまして、物価高騰に伴う子育て世帯支援事業は、高校3年生までの児童を養育する子育て世帯に対し、対象児童1人当たり1万円分の商品券を支給し、経済的な負担軽減を図るものでございます。予算計上額は、児童800人を想定し、事業費で800万円、事務費に商品券の発行、回収に係る委託料など50万7,000円を計上しております。

11ページに移りまして、物価高騰に伴う学生生活支援給付事業は、経済的な理由により就学の継続を断念することがないように、18歳以上の学生本人に対し、現金2万円を支給し、学生生活の支援を図るものでございます。対象者の要件につきましては、記載のとおりとなっております。予算計上額は、80人を想定し、事業費で160万円、事務費として郵送料など3万4,000円を計上しているところでございます。

12ページに移りまして、社会福祉施設等エネルギー高騰対策支援金は、これまでエネルギー対策支援の対象となっていなかった町内の高齢者や障がい者施設のほか、介護保険事業所など社会福祉施設等を対象として給付金を支給し、負担軽減を図るものでございます。基準額は、居宅サービス事業所や通所系サービス事業所、居住系サービスなどの区分ごとに記載のとおり積算いたします。予算計上額は、9事業所を想定し、事業費で146万5,000円を計上しております。

以上で説明を終わります。

河口議長
郷原産業
振興課長

産業振興課長。

産業振興課、郷原からご説明をいたします。

資料13ページを御覧ください。エネルギー価格高騰対策支援金は、ウクライナ侵攻を契機として世界情勢が大きく変化し、原油高、物価の高騰が進み、小規模事業者の経営は一段と厳しさを増しております。本支援金は、エネルギー価格高騰の影響を受けている事業者に対して町独自の支援金を給付することにより、町内事業者の事業継続を下支えし、経済活動の回復を図るものです。給付金要件、(1)として町内で事業を営む小規模事業者で、要件2として本支援金の申請日まで事業を営み、受給後も引き続き事業を継続する意思がある事業者です。給付額につきましては、令和5年1月から3月までの期間に事業で使用した光熱費の価格高騰分を支援するもので、給付額は法人事業者は上限10万円、個人事業主は上限5万円とし、下限額はともに1万円となります。給付額の算式は記載のとおりであります。光熱費は電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油、重油代金としております。申請期間は、7月3日から9月29日まで予定しており、申請受理、審査後速やかな給付を行います。本支援金の対象は、法人50事業者、個人100事業者を見込み、補正予算に1,000万円を計上いたしております。

次に、14ページを御覧ください。商品券発行事業助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた町内商工事業者の売上回復と物価高騰により経済的に厳しい状況にある町民生活を支援するため、町と商工会が連携し、取り組む事業で、割増率20%のしほろ生活応援プレミアム商品券を発行し、直面する物価高騰による影響を緩和するとともに、消費の喚起と地元購買力の向上を図るものです。また、使用期限を設けていることから、落ち込んでいる町内経済の早期回復効果も期待がされます。商品券は、ワンセット価格1万円につき、下段の見本のとおり額面500円券が2枚ついて1枚1,000円となり、これが12枚、1万2,000円分の商品券となり、1セット当たり2,000円分がお得となります。1人2セットまでの購入可とし、5,000セットの販売を予定いたしております。そのほか、印刷費等の事務費等を含め、今回予算を計上させていただいております。

以上でございます。

河口議長
森本議員

これから質疑を行います。ありませんか。森本議員。

まず、8ページ、7目12節委託料であります。再エネ促進区域のゾーニング支援業務委託料ということで計上されております。さきに行われました5月の全員協議会の中で議員については説明を受けておりますが、改めてこの事業についてのスケジュールリング、またその効果について説明をお願いします。

河口議長
小野寺
地域戦略
課長

地域戦略課長。

地域戦略課長、小野寺から回答させていただきます。

ここにありますゾーニング支援業務委託の関係ですが、国が進める脱炭素に向けて本町においては、再エネ促進地域のゾーニングを行うということで今回計上させていただいております。これにつきましては、脱炭素に向けて太陽光など再エネの活用が必要になっております。一方で、その太陽光の設置など再エネ事業に伴う地域のトラブルですとかというのは全国的に見られているところであります。そういうトラブルというのは、地形的なもの、また災害によって設置したものが流れてしまったりだとか、そういうことも見受けられますので、町においては合意形成ですとか環境の配慮が課題となっておりますので、そのようなところを協議をして、業者にエネルギーのポテンシャルの高い土地利用に関する法律ですとか規制の資料を収集させていただいて、どこが適地であって、設置できない場所はどこなのかといったところを町内のゾーニングマップとして作り上げていくという形のものでございます。今後、業者選定に伴って、これから各地区の採択されましたら進めていくわけですが、3月をめどに成果品が出来上がるという予定でありますので、当然地域住民の説明会等も予定はしております。今後、業者との協議になりますが、できれば町づくり懇談会ですとか、そのようなときには町民説明をできるようなところまで進

<p>河口議長 森本議員</p>	<p>めていければという形で考えておりますが、そこまで間に合わなければ、また違う時期を想定して説明をしていきたいという形で進めていきたいと思っております。</p>
	<p>以上です。</p>
	<p>森本議員。</p>
<p>森本議員</p>	<p>ゾーニング事業については3月めど、その後の町懇等で説明をしていくという流れで理解はいたしました。今回の補正予算の中で蓄電池であったり、太陽光発電設備についての予算も計上されております。町内の方々もゼロカーボンシティ宣言については非常に興味を持っておられることだと思います。これらの蓄電池であったり、太陽光設備の補助について今年度どのように事業が行われ、また6年度以降もどのように行われるのか、町民の方たちというのはなかなかこの情報がないわけです。6年度以降について、町懇でゾーニングの件も含めて説明をされていくと思っておりますが、今年度実施する設備補助についての町民への広報について、どのように行っていくのか伺います。</p>
<p>河口議長</p>	<p>地域戦略課長。</p>
<p>小野寺</p>	<p>地域戦略課長、小野寺から回答させていただきます。</p>
<p>地域戦略</p>	<p>今後に向けましては、今回のこの補正が可決され次第、住民説明の日程を組んでいきたいと思っております。7月をめどに町民に関わる周知をできるように、今月末の広報ですとか、役場だより、ライン等々を活用して周知に入っていきたいと。その周知に伴って、実際の説明会についてもできるように進めていく予定を考えております。</p>
<p>課長</p>	
<p>河口議長</p>	<p>森本議員。</p>
<p>森本議員</p>	<p>先日説明を受けた中では、今年度、5年度の自家消費型太陽光発電設備、また定置用蓄電池の想定件数が20件なのです。事業者については5件ということで、ここだけを取ると町民にとっては狭き門に受け取られてしまうということがございますので、町民説明会の中で事業期間を含め、十分な想定件数をしているということのお知らせをしていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。</p>
<p>河口議長</p>	<p>地域戦略課長。</p>
<p>小野寺</p>	<p>地域戦略課長、小野寺からお答えさせていただきます。</p>
<p>地域戦略</p>	<p>今、森本議員が言われたとおり、想定は個人住宅用20件、事業者用5件を想定しております。この形で環境省から採択を受けたところではありますが、申請者が多ければ年度内で事業の執行変更を駆けまして増やしていきたいと考えておりますので、その辺も踏まえて住民説明はさせていただきたいと思っております。</p>
<p>課長</p>	
<p>河口議長</p>	<p>ほかにありませんか。伊藤議員。</p>
<p>伊藤議員</p>	<p>9ページ、3款民生費、22の住民税非課税世帯等給付金返還金710万円、この内容についてちょっと分からないので、どのような経過で返還金がなされたのかお聞きしたいと思います。</p>

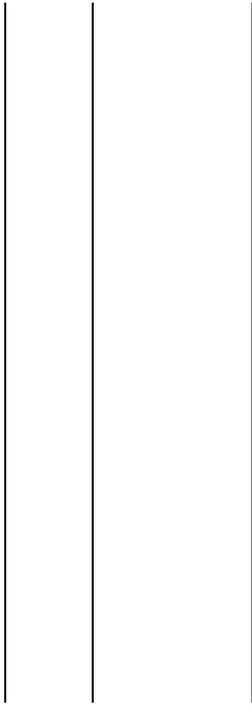
<p>河口議長 佐藤保健 福祉課長</p>	<p>保健福祉課長。 保健福祉課長、佐藤よりお答えいたします。 この事業は、令和3年度の子育て世帯臨時特別支援事業費補助金で ございます。こちらは578世帯に10万円を給付したもので、まず事業 を始めるに当たって概算額で請求をしております。事業確定後、実績 報告という流れになるのですが、交付を早めるために先に入金をいた だいております。入金後事業確定となりますので、ちょっと事業期間 も長くなっておりまして、今回710万円が返還となるのは、事業費確 定額で5,780万円の事業費が確定いたしました。その前に受け取りし ている額が6,490万円ございましたので、その差額710万円につきまし て返還するものであります。 以上で説明を終わります。</p>
<p>河口議長</p>	<p>ほかにありませんか。 (な し)</p>
<p>河口議長</p>	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)</p>
<p>河口議長</p>	<p>討論なしと認め、これから議案第5号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)</p>
<p>河口議長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 ここで11時15分まで休憩を取ります。</p>
<p>午前11時01分 休憩 午前11時15分 再開</p>	
<p>4</p>	<p>河口議長 保健福祉課長</p> <p>休憩を解き会議を再開します。 日程第4、議案第6号「令和5年度士幌町介護保険事業特別会計補 正予算[第1号]」を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。 保健福祉課長、佐藤より議案第6号 令和5年度士幌町介護保険事 業特別会計補正予算[第1号]についてご説明申し上げます。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万円を追加し、 歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億6,392万7,000円に改めようとする ものでございます。 それでは、歳出からご説明いたしますので、5ページをお開きくだ さい。3款2項1目一般介護予防事業費では、今般の物価上昇による タクシー、ハイヤー運賃の改定に伴い、12節委託料にまる元運動教室 交通支援業務委託料45万円を追加するものです。特定財源につきまし ては、地域支援事業交付金9万円、現年度調整交付金2万2,000円な</p>

	<p>ど、制度のルールに基づきそれぞれ記載のとおり充当するものでございます。</p> <p>4ページの歳入につきましては、ただいま歳出の特定財源で説明しておりますので、省略させていただきます。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
河口議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
河口議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
河口議長	<p>討論なしと認め、これから議案第6号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
5	<p>日程第5、追加議案第7号「工事請負契約の締結について」を議題とします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p>
亀野副町長	<p>議案第7号 工事請負契約の締結についてご説明をいたします。</p> <p>それでは、議案書の2ページを御覧願います。これは、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議決を求めるものでございます。</p> <p>工事名は公営住宅中土幌新南団地新築工事（建築主体）でありまして、契約金額は7,117万円、契約の相手方は土幌町字土幌西1線158番地、北斗産業株式会社代表取締役、瓦井弘己、工期は契約の日から令和5年11月30日までで、契約方法は指名競争入札であります。</p> <p>次のページ、3ページの説明資料を御覧願います。入札の執行日時は令和5年5月30日午前9時、指名業者は萩原建設工業株式会社ほか、記載の7社であります。入札経過は第1回決定、予定価格は7,416万2,000円、落札率は95.97%、最高入札金額は7,342万5,000円でございます。工事概要は、公営住宅等整備事業、木造平家建て、2戸長屋を2棟、1棟当たりの面積は118.41m²、間取りは1LDKとなっております。</p> <p>次のページ、4ページに整備計画図を掲載してございますので、ご参照願います。</p> <p>以上、簡単ですが、説明といたします。</p>
河口議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
河口議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>

	河口議長	<p>討論なしと認め、これから追加議案第7号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
6	河口議長	<p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第6、追加議案第8号「物品購入契約の締結について」を議題とします。</p>
	亀野副町長	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。 議案第8号 物品購入契約の締結について説明をいたします。 それでは、議案書の5ページを御覧願います。これは、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議決を求めるものであります。 契約の目的は国保病院の超音波画像診断装置の購入でありまして、契約金額は1,188万円であります。契約の相手方は帯広市大通南21丁目8-1、株式会社常光帯広営業所所長、石原慎悟、契約の方法は指名競争入札であります。 次のページの説明資料を御覧願います。入札執行日時は令和5年5月30日午前9時、指名業者は株式会社竹山帯広支店ほか、記載の5社であります。入札経過は第1回決定、予定価格は1,298万円、落札率は91.53%、最高入札金額は1,320万円でありました。概要は、超音波画像診断装置、通称エコーと呼ばれる機器1台、納入期限は令和5年9月29日でございます。 以上、簡単ですが、説明といたします。</p>
	河口議長	<p>これから質疑を行います。 (なし)</p>
	河口議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。 (なし)</p>
	河口議長	<p>討論なしと認め、これから追加議案第8号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
7	河口議長	<p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第7、会議案第4号「議員派遣の件」を議題とします。 北海道町村議会議長会主催の議員研修にお手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
	河口議長	<p>異議なしと認めます。 よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。 なお、閉会中において派遣の内容に変更が生じた場合の取扱いは、議長に一任をお願いしたいと思います。</p>

		(異議なし)
8	河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件については議長に一任することに決定しました。</p> <p>日程第8、意見書案第2号「地方財政の充実・強化に関する意見書」を議題とします。</p> <p>なお、意見書案第2号については、朗読及び提案者の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
		(異議なし)
	河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>これから質疑を行います。ありませんか。</p>
		(なし)
	河口議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p>
		(なし)
	河口議長	<p>討論なしと認め、これから意見書案第2号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
		(異議なし)
9	河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第9、意見書案第3号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書」を議題とします。</p> <p>なお、意見書案第3号については、朗読及び提案者の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
		(異議なし)
	河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>これから質疑を行います。ありませんか。</p>
		(なし)
	河口議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p>
		(なし)
	河口議長	<p>討論なしと認め、これから意見書案第3号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
		(異議なし)
10	河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第10、意見書案第4号「2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」を議題とします。</p> <p>なお、意見書案第4号については、朗読及び提案者の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
		(異議なし)
	河口議長	<p>異議なしと認めます。</p>

	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
河口議長	討論なしと認め、これから意見書案第4号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 「閉会中継続調査申出書」を議題とします。 総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会、議会運営委員会の各委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査申出がございます。 お諮りします。各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。 (異議なし)
河口議長	異議なしと認めます。 よって、各委員長の申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。 以上で本定例会に付議された事件は全て終了しました。 会議規則第7条の規定により、本日で閉会します。ご異議ありませんか。 (異議なし)
河口議長	異議なしと認め、本定例会は本日で閉会することに決定しました。 これで本日の会議を閉じます。 令和5年第2回土幌町議会定例会を閉会します。 (午前11時25分)



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員